

社会保障審議会 介護給付費分科会（第219回）	資料 2
令和5年7月10日	

## 療養通所介護

1. 療養通所介護の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点



## 1. 療養通所介護の概況

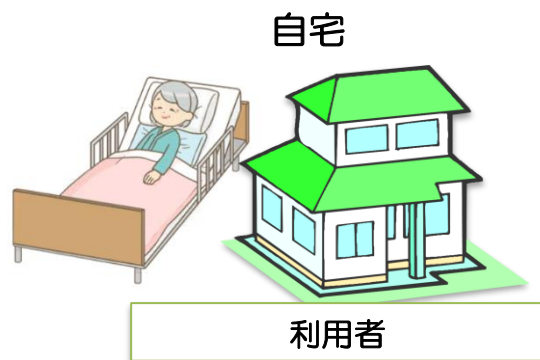
2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

# 療養通所介護の概要

- 主に、難病等の重度要介護者やがん末期の者であって、サービス提供に当たり看護師による観察が必要な利用者を対象とする地域密着型サービス。
- 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。



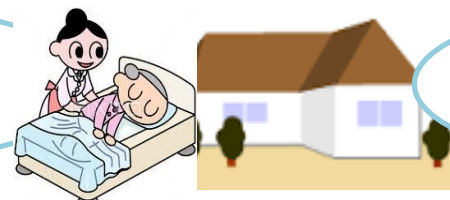
難病、認知症、脳血管疾患後遺症等を有する重度者又はがん末期の利用者



看護師による利用者  
の心身の状況把握

相談援助等の  
生活指導

機能訓練



必要な日常生活上の  
世話

## 療養通所介護事業所（定員18名以下）

〈機能〉

- 利用者の社会的孤立感の解消
- 心身の機能の維持
- 利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減

〈運営〉

- 安全・サービス提供管理委員会を概ね6月に1回開催  
安全かつ適切なサービス提供の確保等について検討  
委員：地域の医療関係団体に属する者

地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者 等

# 療養通所介護の概要・人員基準・設備基準

## 基本方針

指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

## 定義

指定療養通所介護であって、難病等を有する中重度者又はがん末期の者（大臣が定める者）であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第40条の9に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第38条 抜粋）

項目		内容
人員に関する基準	看護職員又は介護職員の数	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 提供時間帯を通じて、利用者の数が1.5に対し専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる者が1以上</li><li>○ 1人以上は専ら指定療養通所介護の職務に従事する常勤の看護師</li></ul>
	管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 専らその職務に従事する常勤の看護師 (管理上支障が無い場合、同一敷地内にある他の事業所、施設等と兼務可能)</li></ul>
	利用定員	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 18人以下</li></ul>
設備・備品等	事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 専用の部屋のほか、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、その他サービス提供に必要な設備及び備品等</li></ul>
	専用の部屋	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 利用者1人につき6.4平方メートル以上</li><li>○ 明確に区分され、他の部屋等から完全に遮断されていること</li></ul>

# 療養通所介護の報酬

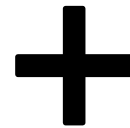
## 基本サービス費

イ 地域密着型通所介護費（1日につき）

（略）

ロ 療養通所介護費（1月につき）

12,691単位



利用者の状態に応じたサービス提供や  
事業所の体制に対する加算・減算

口腔・栄養スクリー  
ング加算（6月に1回）  
（20単位/回）

中山間地域等での  
サービス提供（+5%）

サービス提供体制強化  
加算Ⅲ

- ・(イ)48単位/月
- ・(ロ)24単位/月

介護職員処遇改善加算

(Ⅰ)10.2% (Ⅱ)7.4% (Ⅲ)4.1%

介護職員等特定処遇改善加算

(Ⅰ)1.2% (Ⅱ)1.0%

定員を超えた利用や  
人員配置基準に違反  
（▲30%）

入浴介助を行わない場合  
（▲5%）

サービス提供量が過少で  
ある場合（登録者1人当たり平  
均回数5回未満/月）（▲30%）

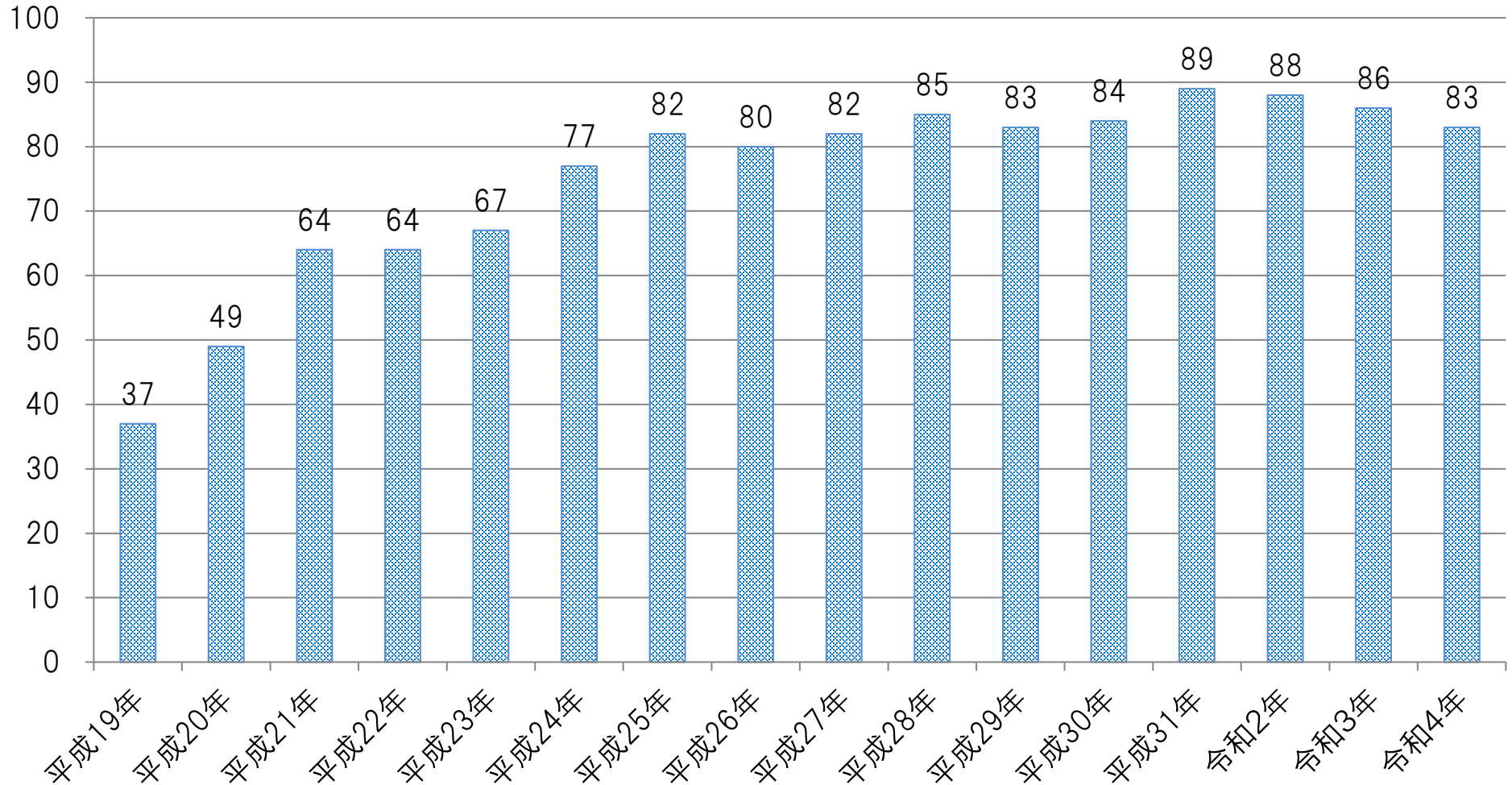
※点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外

# 療養通所介護の変遷

年	内容
平成18	<b>通所介護における療養通所介護の創設</b> 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者等の通所ニーズに対応する観点から創設
平成21	<b>利用定員数の見直し</b> 医療・介護ニーズを併せ持つ利用者の増大に伴い利用定員を5名から8名に引き上げ
平成24	<b>利用定員数の見直し</b> 医療・介護ニーズを併せ持つ利用者の増大に伴い利用定員を9名に引き上げ
平成27	<b>入浴介助体制強化加算（新設）</b> 中重度の医療ニーズを有する要介護高齢者で、医療機器等が付属する者の入浴介助を評価 <b>個別送迎体制強化加算（新設）</b> 中重度の医療ニーズを有する要介護高齢者で、移動に係る人員体制を評価
平成28	<b>地域密着型通所介護の一類型に規定</b> 小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行に伴い平成28年4月より地域密着型通所介護の一類型に
平成30	<b>利用定員数の見直し</b> 地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から定員数を18名に見直し
令和3	<b>報酬体系の見直し</b> 医療と介護の両方のニーズを持つ中重度の要介護者の状態やニーズに合わせた柔軟なサービス提供を図る観点から、日単位の報酬体系から、月単位の包括報酬とする見直し <b>利用者の状態確認におけるICTの活用</b> 長期間状態が安定している利用者がある現状を踏まえ、人材の有効活用を図る観点から、一定の要件を満たす利用者についてはICTを活用して状態確認を行うことを可能とする

# 療養通所介護の請求事業所数

○ 請求事業所数は83ヶ所であり横ばいで推移している。



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。  
(請求事業所数は、通所介護(療養通所介護事業所)の値を使用している)  
※介護予防サービスは含まない。

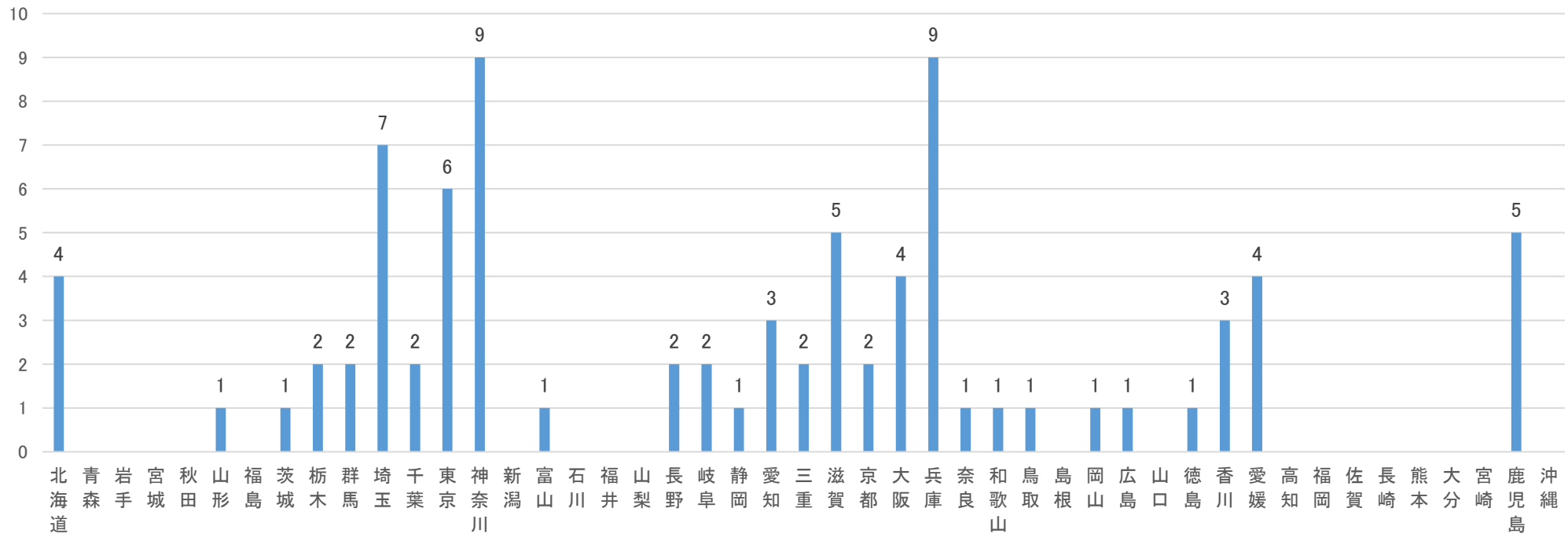
出典：介護給付費等実態統計(旧：調査)(各年4月審査分)



# 都道府県別の請求事業所数（都道府県別）

○ 請求事業所の都道府県別の分布で見ると、事業所数が最も多いのは神奈川県、兵庫県となっている。

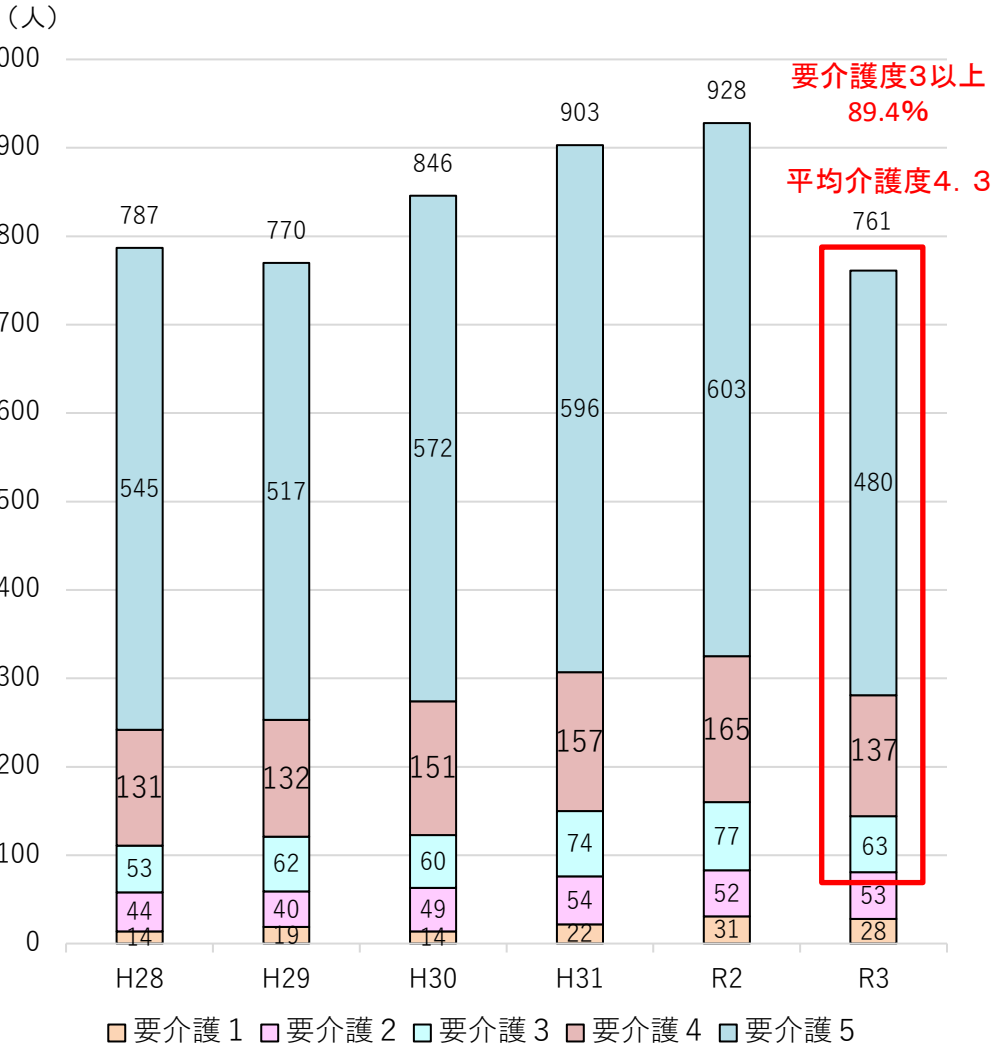
## ■ 都道府県別の事業所分布（n=83）



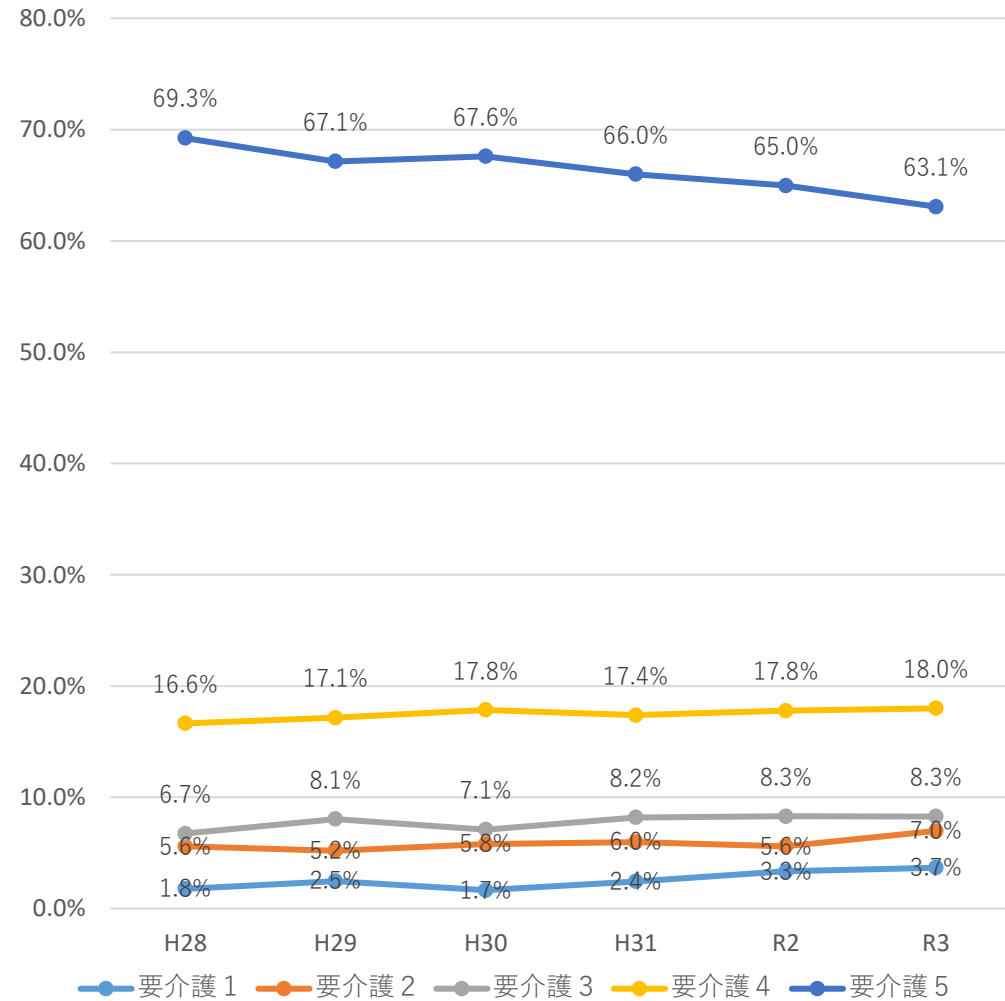
# 療養通所介護の要介護度別利用者数

- 療養通所介護の利用者数は、総数はR2からR3には減少している。
- 療養通所介護の利用者数割合は、要介護5が多いが僅かに減少しており、一方で、要介護1、2は僅かに増加している。

■ 要介護度別利用者数

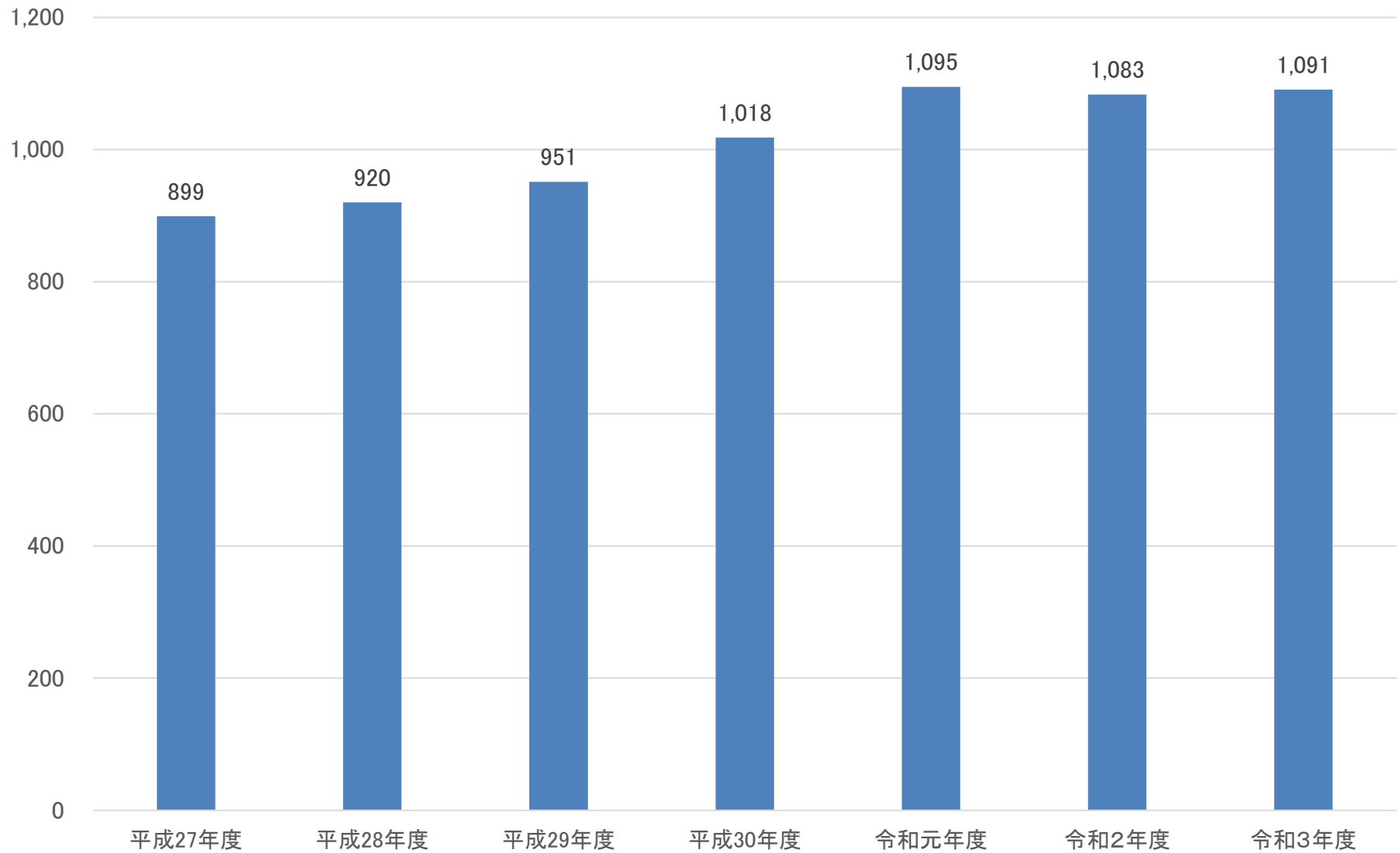


■ 要介護度別利用者数割合の推移



# 療養通所介護の費用額

(百万円)

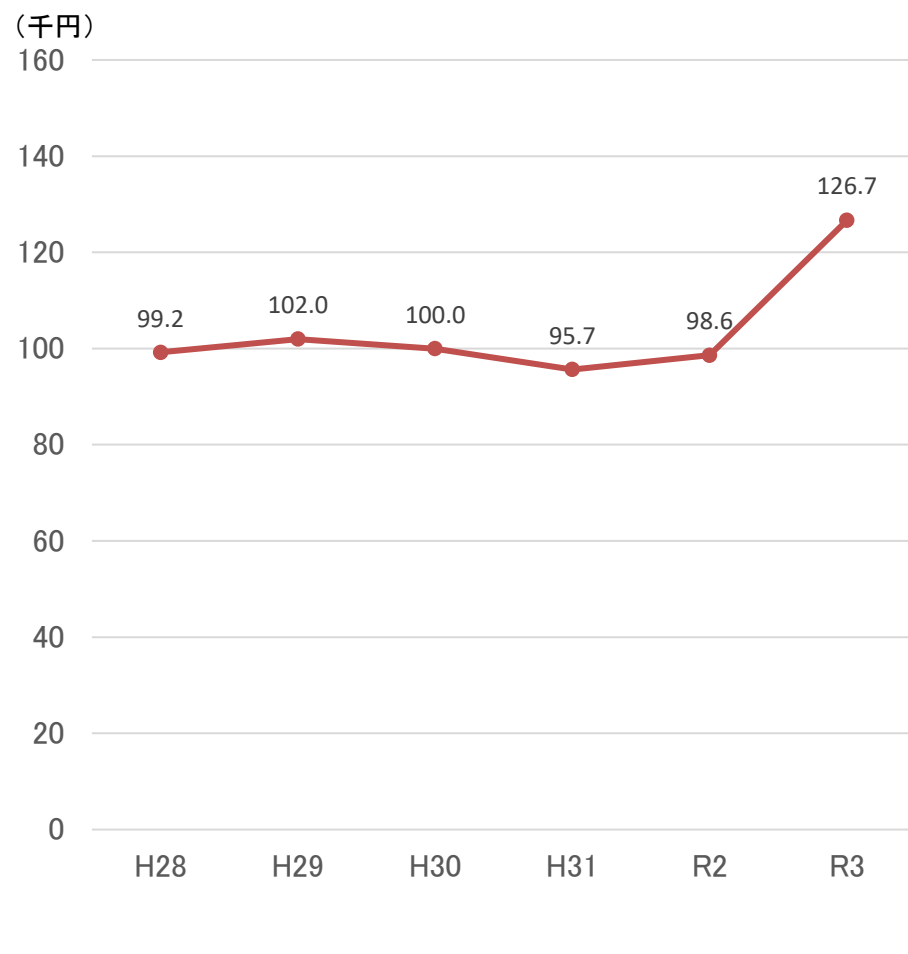
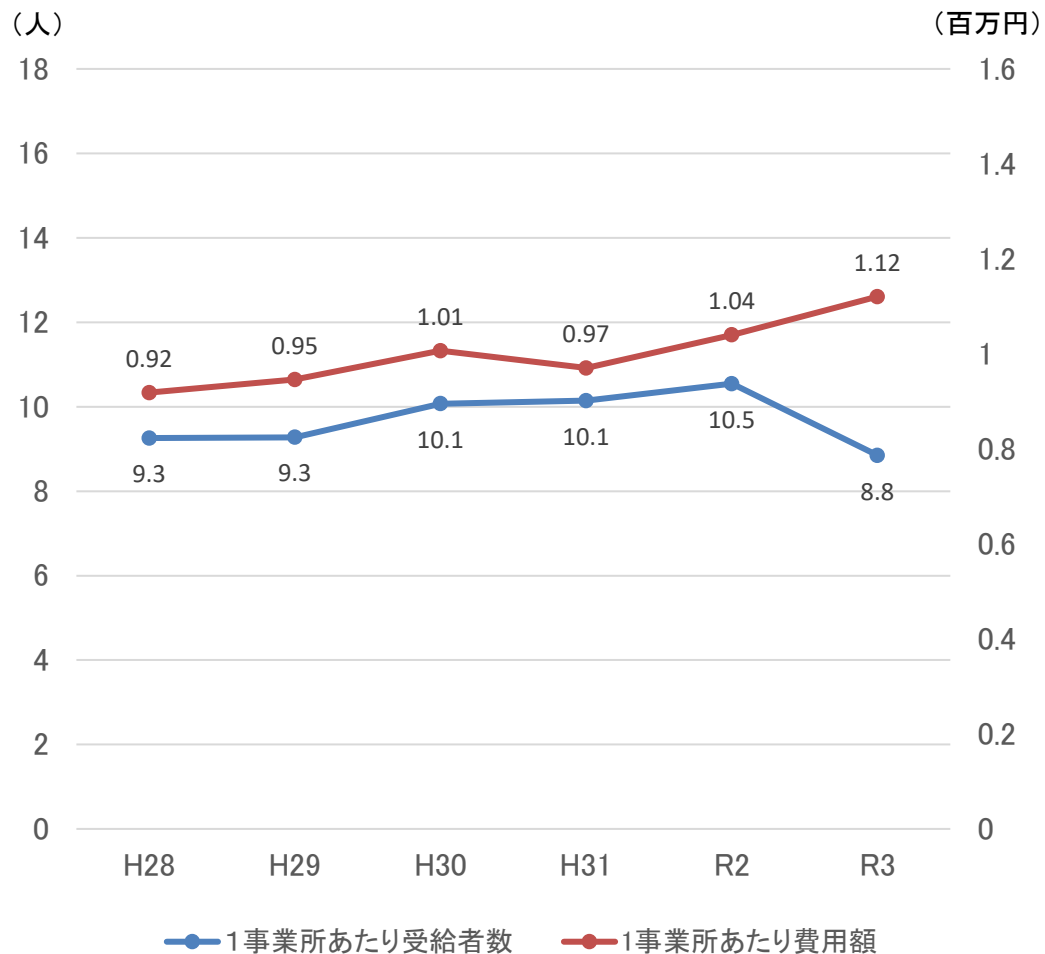


※介護保険総合データベースより平成27年5月審査分～令和4年4月審査分の給付実績を集計

# 療養通所介護 1事業所1月あたり受給者数・費用額、利用者1人1月あたりの費用額

■ 1事業所1月あたりの受給者数・費用額

■ 利用者1人あたり1か月間の費用額



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

# 介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳(令和3年度) 金額

		費用額 (百万円)	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,056,219	34,372
	訪問入浴介護	57,398	1,658
	訪問看護	334,982	13,843
	訪問リハビリテーション	51,968	5,214
	通所介護	1,279,943	24,445
	通所リハビリテーション	389,552	8,060
	福祉用具貸与	350,628	7,180
	短期入所生活介護	421,633	10,643
	短期入所療養介護	47,909	3,385
	居宅療養管理指導	146,203	45,607
	特定施設入居者生活介護	604,219	5,910
	計	4,740,654	160,317
居宅介護支援		514,629	37,831
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	72,234	1,151
	夜間対応型訪問介護	3,681	180
	地域密着型通所介護	410,524	18,947
	認知症対応型通所介護	内1,091 (0.3%)	内83 (0.4%)
	小規模多機能型居宅介護	277,551	3,021
	看護小規模多機能型居宅介護	59,030	1,000
	認知症対応型共同生活介護	734,030	14,328
	地域密着型特定施設入居者生活介護	21,860	363
	地域密着型介護老人福祉施設サービス	239,843	2,483
	計	1,898,795	47,374
施設	介護老人福祉施設	2,007,919	8,340
	介護老人保健施設	1,348,998	4,230
	介護療養型医療施設	54,237	340
	介護医療院	184,721	671
計	3,595,326	13,581	
合計		10,749,404	259,103

【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

※請求事業所数は短期利用を含む延べ数である。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))、請求事業所数は、令和4年4月審査分である。

(注3) 令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

(注4) 介護費用額について注1～3の定義のとおり、介護保険総合データベースより集計。

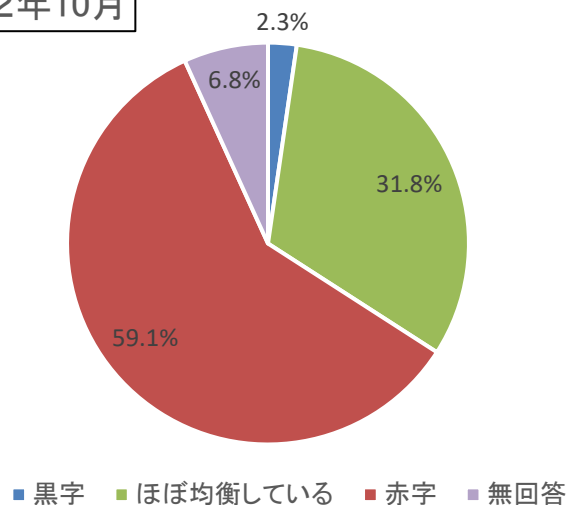
# 療養通所介護の収支状況

- 療養通所介護の収支の変化は、令和2年10月の黒字2.3%から令和3年10月の黒字4.5%と微増しているが、赤字は各年とも変わらず59.1%となっている。
- 令和3年度介護報酬改定前後では、改定により収入が増えた事業所は13.6%、改定により収入が減った事業所は43.2%となっている。

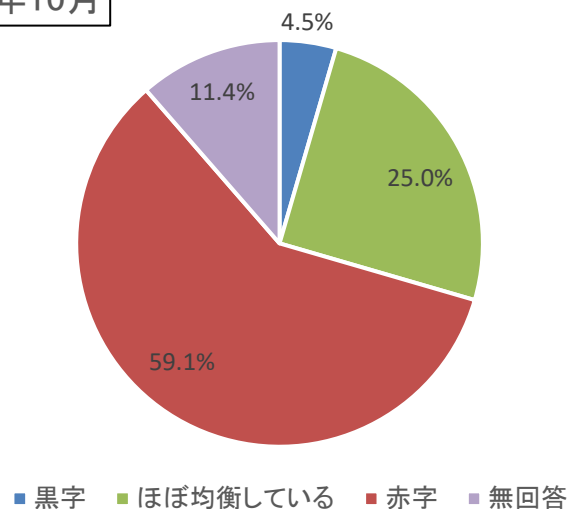
※介護事業経営概況調査では、療養通所介護は回答数が少ないため公表はしていない。

## ■ 収支状況の変化 (n=44) ※有効な回答があった44事業所

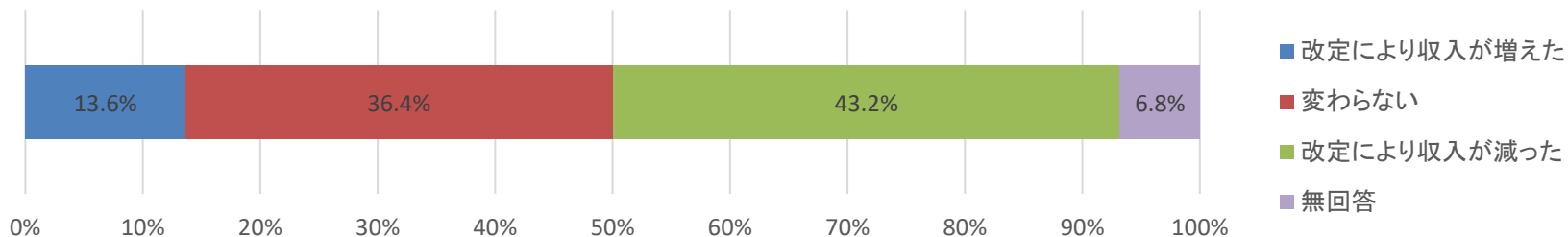
令和2年10月



令和3年10月



## ■ 令和3年度介護報酬改定前後の収支状況比較 (n=44) ※有効な回答があった44事業所



1. 療養通所介護の概況



2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

# 療養通所介護(令和3年度介護報酬改定)

## 改定事項

- 療養通所介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ⑤ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し
- ⑥ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑦ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑧ 3(1)⑰通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実
- ⑨ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑩ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑪ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ⑫ 4(2)⑥療養通所介護の利用者の状態確認におけるICTの活用
- ⑬ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ⑭ 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化
- ⑮ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- ⑯ 5(2)①療養通所介護の報酬体系の見直し



## 4.(2)⑥ 療養通所介護の利用者の状態確認におけるICTの活用

### 概要

【療養通所介護】

- 療養通所介護において、長期間状態が安定している利用者がある現状を踏まえ、人材の有効活用を図る観点から、一定の要件を満たす利用者については、ICTを活用して状態確認を行うことを可能とする。【通知改正】

### 算定要件等

- 長期間・定期的に事業所を利用しており、状態が安定した利用者について、ICTによる状態確認が可能であり、利用者やその家族の同意が得られている場合に、看護職員は、介護職員と連携しICTを活用し、通所できる状態であることや、居宅に戻った時の状態の安定等を確認することを可能とする。  
※ サービスの初回利用時は、ICTの活用は不可とする。

## 5. (2)① 療養通所介護の報酬体系の見直し

### 概要

【療養通所介護】

- 療養通所介護について、医療と介護の両方のニーズを持つ中重度の要介護者の状態やニーズに合わせた柔軟なサービス提供を図る観点から、日単位の報酬体系から、月単位の包括報酬とする見直しを行う。【告示改正】

### 単位数

< 現行 >

(基本報酬)

(1) 3時間以上 6時間未満/回  
1,012 単位

(2) 6時間以上 8時間未満/回  
1,519 単位

(加算)

個別送迎体制加算 210単位/日 ⇒ 廃止  
入浴介助体制強化加算 60単位/日

< 改定後 >

⇒ 12,691 単位/月  
※入浴介助を行わない場合は、所定単位数の95/100、  
※サービス提供量が過少（月4回以下）である場合は、  
所定単位数の70/100

1. 療養通所介護の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容



3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

# 療養通所介護に関連する各種意見

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会) 抜粋

(療養通所介護)

- 療養通所介護について、今回の介護報酬改定で月単位の包括報酬とする見直しを行うこととしたが、看護小規模多機能型居宅介護の機能や役割を踏まえつつ、今後の在り方について検討していくべきである。

介護保険制度の見直しに関する意見(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会) 抜粋

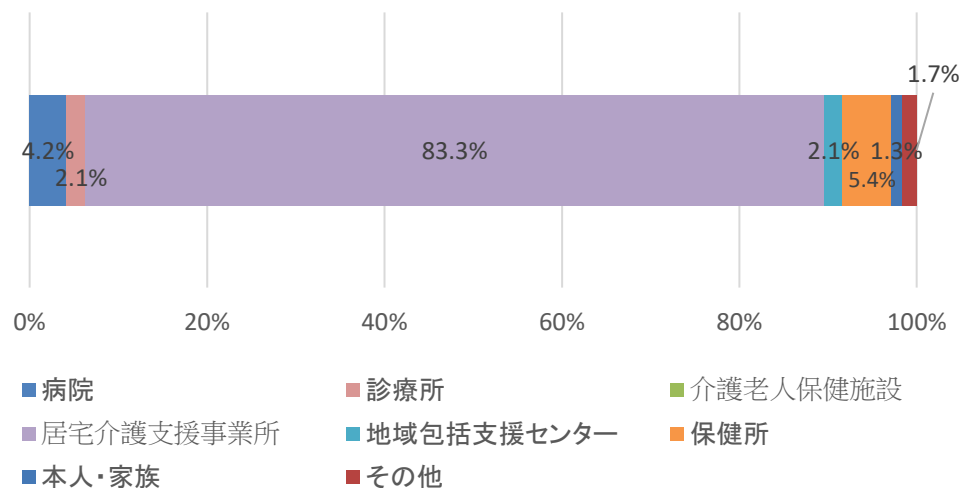
- 単身・独居や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する大都市部の状況等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減に資するよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進めていくことが重要である。
- その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護の更なる普及に加え、例えば、特に都市部における居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス(訪問や通所系サービスなど)を組み合わせ提供する複合型サービスの類型などを設けることも検討することが適当である。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護など、機能が類似・重複しているサービスについては、将来的な統合・整理に向けて検討する必要がある。

# 療養通所介護の新規依頼の経路と主傷病

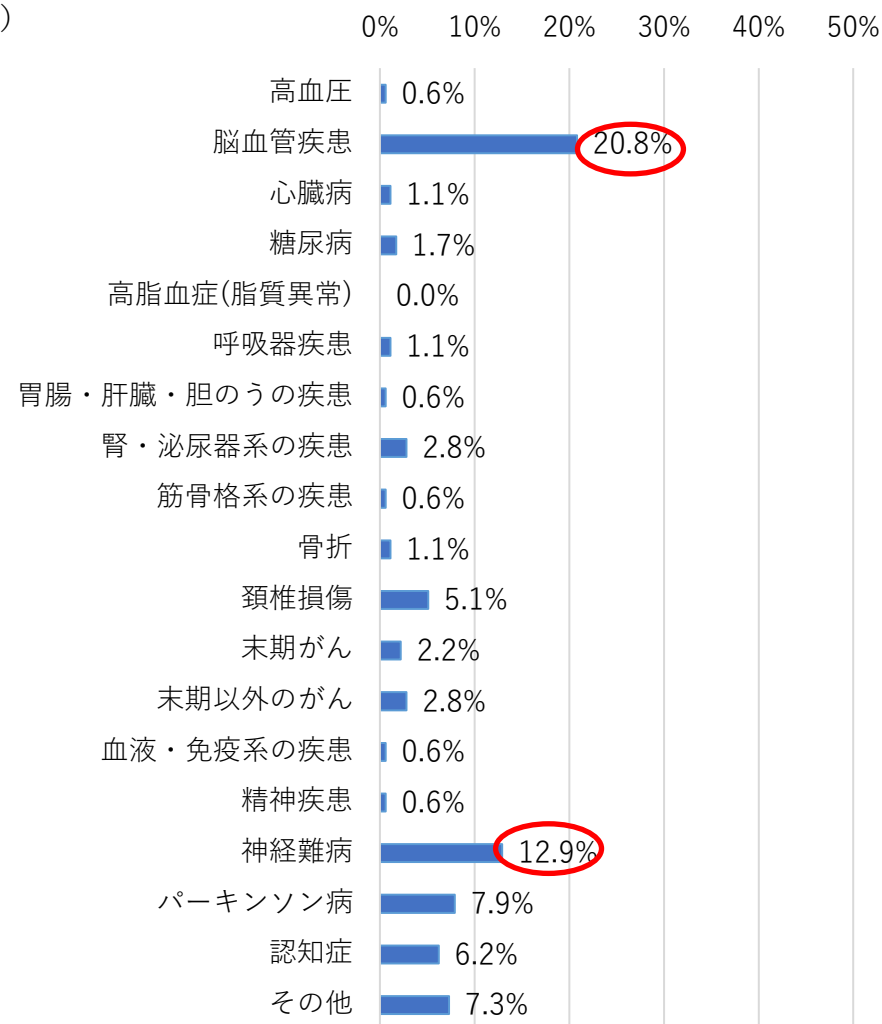
- 新規利用依頼のあった経路は、「居宅療養介護支援事業所」83.3%が最も多い。
- 新規利用開始者人数は、7か月間のうち「3人以上」の事業所が最も多い。
- 療養通所介護利用者の傷病名は、「脳血管疾患」20.8%が最も多く、次いで「神経難病」12.9%が多い。

## ■ 新規依頼の経路別割合 (n=240)

※2021年4～10月に新規利用依頼のあった人数（利用に至らなかった人数を含む）

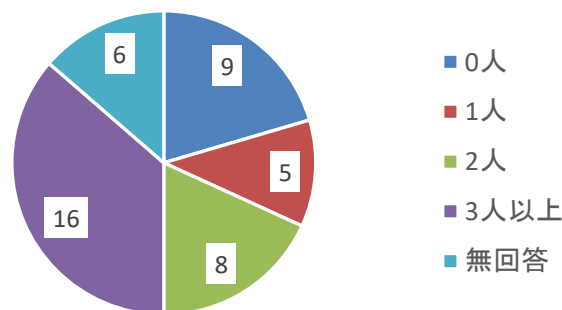


## ■ 利用者の主傷病名 (n=135)



## ■ 新規利用開始者人数別割合 (n=44)

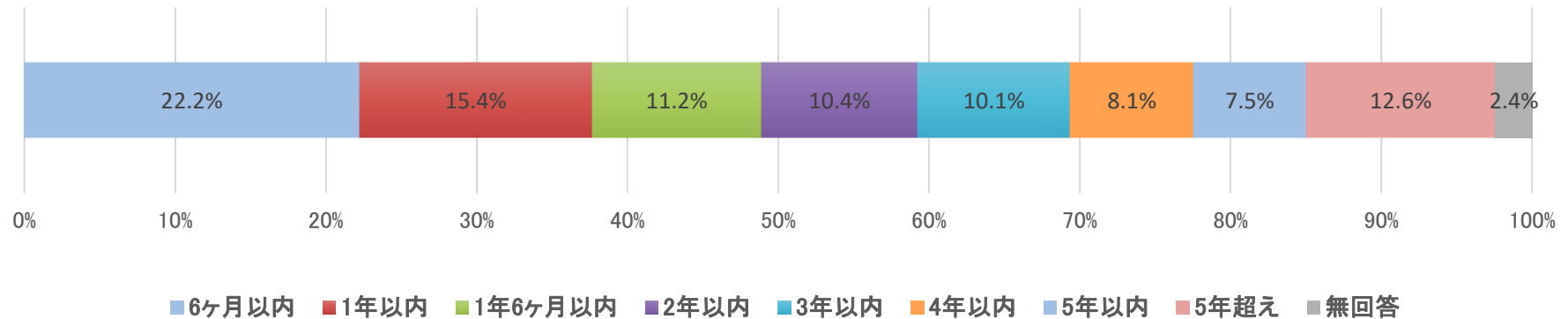
※2021年4～10月に新規利用開始者がいた44事業所



# 療養通所介護の利用期間と利用終了者の転帰状況

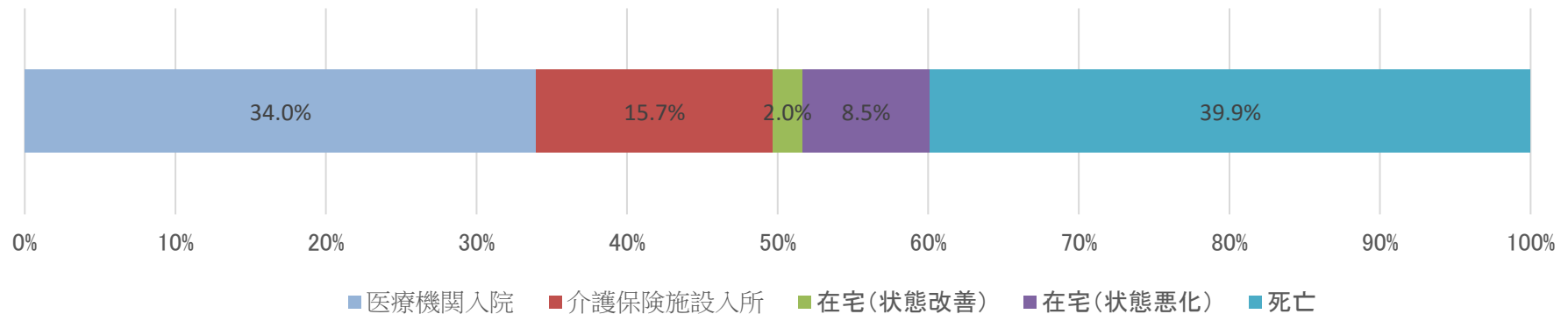
- 利用期間は、「6ヶ月以内」が22.2%で、「5年超え」が12.6%であった。
- 利用者修了者の転帰別人数割合は、「死亡」39.9%が最も多く、次いで「医療機関」34.0%が多かった。

■ 療養通所介護の利用期間別人数割合 (n=454) ※49事業所の利用者数



令和元年度老人保健健康増進等事業「地域共生社会に貢献する看護小規模多機能型居宅介護事業所および療養通所介護の多機能化に関する調査研究事業報告書」

■ 療養通所介護の利用終了者の転帰別人数割合 (n=153) ※2021年4～10月の間に利用終了した44事業所の利用者数



令和3年度老人保健健康増進等事業「訪問看護の評価指標の標準化に関する調査研究事業」

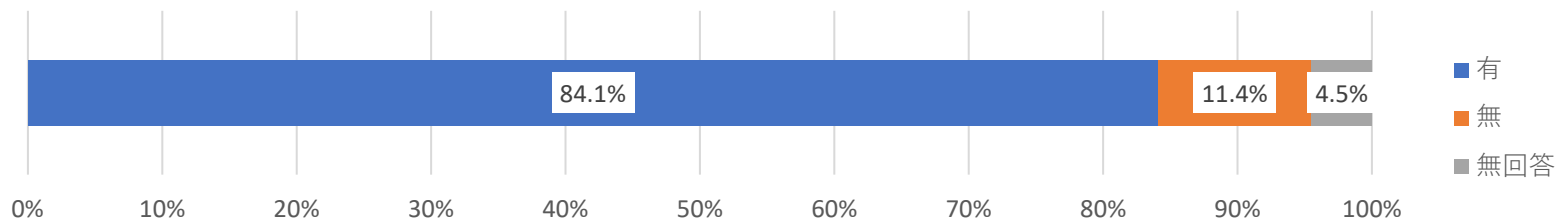
# 療養通所介護の人員体制（常勤換算数）・利用定員数

- 職員体制は、看護師は平均2.5人、介護職員は平均2.3人である。
- 他事業を兼務している職員は、84.1%である。

## ■ 職員体制（常勤換算数）（n=36） ※有効な回答があった36事業所の職員数

	合計(人)	事業所あたり平均(人)	事業所あたり中央値(人)
看護師(A)	90.5	2.5	2.3
准看護師(B)	10.8	0.3	0.0
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	7.4	0.2	0.0
介護職員	84.4	2.3	1.9
うち介護福祉士	55.1	1.5	1.3
その他	21.1	0.6	0.0
看護職員(A・B)介護職員小計	185.7	5.1	4.2
全職員合計	214.2	6.0	5.6

## ■ 他事業と兼務している職員の有無割合（n=44） ※有効な回答があった44事業所の利用定員数



# 療養通所介護の利用定員・利用回数（介護・障害）

- 利用定員は、療養通所介護は事業所あたり平均7.0人であり、併設する児童発達支援等は事業所あたり平均3.1人となっている。
- 1か月の間に5回以上利用した人数は、療養通所介護は11人以上が22.7%、併設する児童発達支援等は11人以上が6.3%となっており、療養通所介護の利用者の方が利用回数が多い。

## ■ 利用定員（介護・障害） (n=44) 有効な回答があった44事業所

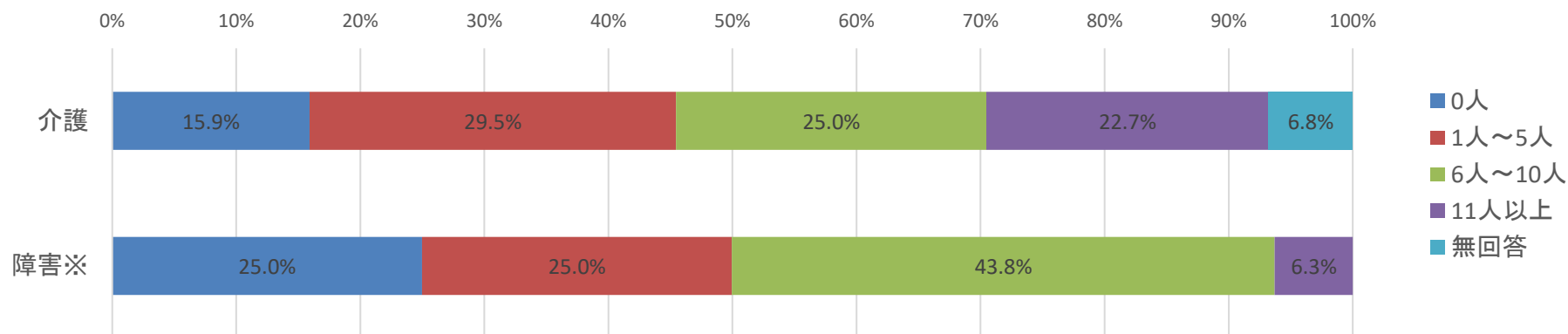
	事業所あたり 平均(人)	事業所あたり 中央値(人)
利用定員数(介護)	7.0	7.0
利用定員数(障害)※	3.1	5.0

※ 併設する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等の18歳未満の利用者

※ 児童発達支援、放課後等デイサービス利用定員：5名以上  
(療養通所介護の定員のうち上記定員を設定可能)

(上記定員に満たない場合は、療養通所介護の定員を上限として要介護者の受入が可能)

## ■ 1か月の間に5回以上利用した人数（介護・障害） (n=44) 有効な回答があった44事業所における令和2年10月の利用人数



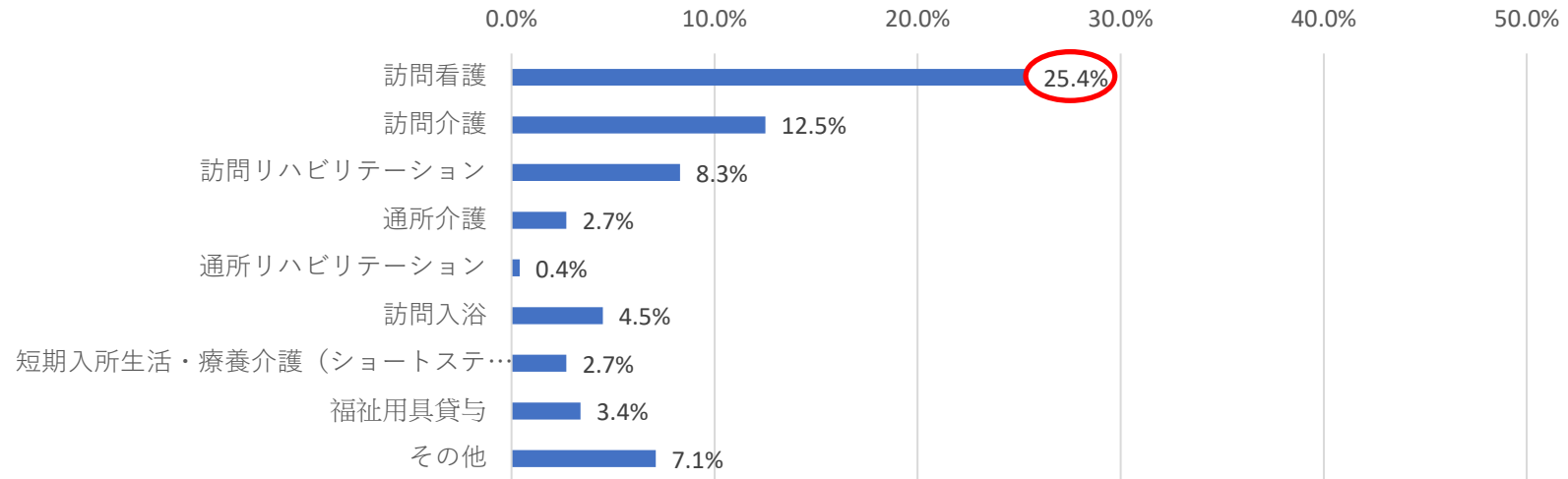
※ 併設する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等の18歳未満の利用者



# 療養通所介護の利用者が利用している他サービス

- 療養通所介護の利用者が利用している他サービスは、「訪問看護」25.4%が最も多く、次いで「訪問介護」12.5%が多い。
- 療養通所介護の利用者が利用している他サービスの利用回数は、訪問介護が平均6.1回と最も多く、次いで通所介護が平均3.6回と多い。

## 療養通所介護の利用者が利用している他サービス (n=370、複数回答)



## 療養通所介護の利用者が利用している他サービスの利用回数 (n=295)

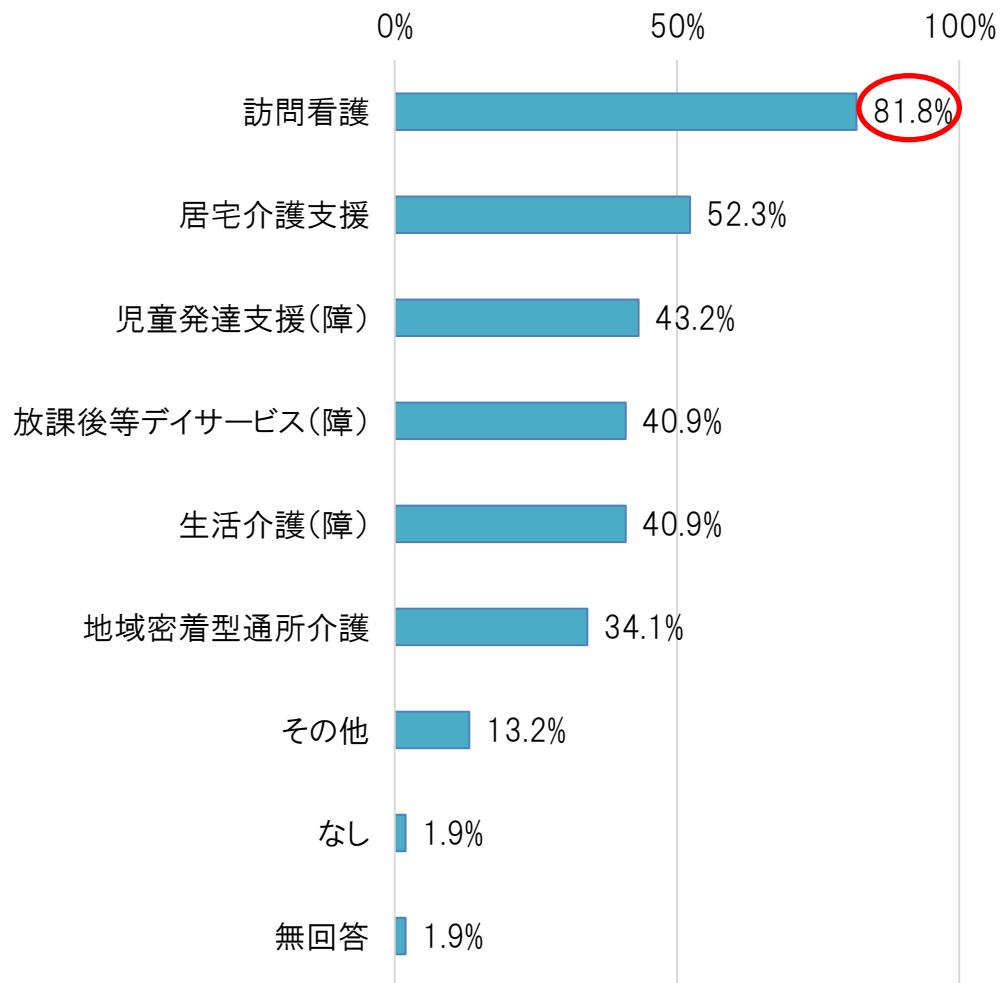
	人数	延べ回数	平均値	標準偏差	中央値
訪問看護	129	325	2.5	2.6	2.0
訪問介護	65	395	6.1	5.6	5.0
訪問リハビリテーション	44	89	2.0	2.8	1.5
通所介護	14	50	3.6	7.4	1.0
通所リハビリテーション	2	5	2.5	0.5	2.5
訪問入浴	22	25	1.1	0.3	1.0
短期入所生活・療養介護	4	5	1.3	0.4	1.0
福祉用具貸与	2	2	1.0	0.0	1.0
その他	13	23	1.8	1.6	1.0

# 療養通所介護事業所の開設主体が他に運営しているサービス

○ 療養通所介護事業所の開設主体が他に運営するサービスとして、訪問看護が最も多く81.8%、障害福祉サービスについても、児童発達支援43.2%、放課後等デイサービス40.9%が運営されている。

## ■ 開設主体が他に運営しているサービス

(複数回答) n=44



### 児童発達支援

障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

### 放課後等デイサービス

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

### 生活介護

常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

# 療養通所介護における包括報酬になったことに関する影響

■ 療養通所介護が包括報酬になったことの影響(利用回数、時間、職員体制の変化、収支状況等)

ヒアリング期間: 令和3年10月22日～11月26日  
ヒアリング対象: 同意が得られた3事業所

## (1) 利用者に対する影響

- 新規の相談があってもお試し利用が出来ず、利用に繋がらなくなった。
- 月に2回程利用していた利用者が、包括報酬になったことで単位数が足りなくなり利用できなくなった。
- 包括報酬になり、利用者から「料金が上がるならもう少し利用したい」と希望があり、対応した。

## (2) 収入面での影響

- 月に4回利用されていた方が6回に増え、訪問看護と併任していた職員が療養通所介護に付きっきりになるため、訪問看護に行ける職員が減った。
- 包括報酬によって利用回数が増えたため、同法人の訪問看護の訪問回数が減り、法人内では収入が減少した。
- 令和2年9月と令和3年9月を比較すると収入が減少した(3事業所とも)

## (3) 他サービスやケアマネジャーへの影響

- 支給限度額基準内の範囲で、12,691単位を確保するため、ケアマネジャーが非常に苦勞して調整している。療養通所介護を利用した場合は、その他のサービスが使いづらくなった。

1. 療養通所介護の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
- ▶ 4. 現状と課題及び論点

# 療養通所介護の現状と課題

## <現状と課題>

- 療養通所介護は、平成18年度に、医療と介護の両方のニーズをもつ難病等を有する中重度者又はがん末期の者の通所ニーズに対応するサービスとして創設。
- 1事業所の登録定員は18名以下であり、報酬は令和3年度より、介護度に関わらず月単位の定額報酬となっている。
- 請求事業所数、利用者数、費用額は、年々横ばい～減少傾向である。
- 利用者の要介護3以上の者は約89%、平均要介護度は4.3であり、中重度の要介護者の在宅療養の継続を支える地域の拠点としての役割を果たしている。
- これまでの介護報酬改定において、医療と介護の両方のニーズをもつ中重度者の在宅療養を支える観点から
  - ・ 平成27年度改定では、医療ニーズへの重点的な対応に対する評価
  - ・ 平成30年度改定では、地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点からの見直し
  - ・ 令和3年度改定では、柔軟なサービス提供を図る観点から包括報酬化等を行ってきたところである。
- また、
  - ・ 利用定員数は事業者あたり平均7.0人と基準の半分以下であり、従事者の多くは兼務している。
  - ・ 開設主体は、療養通所介護のほかに、訪問看護、児童発達支援、放課後等デイサービスを運営している。このように、療養通所介護は、障害福祉サービスを含む他の事業の医療ニーズに対応している側面もある。

# 療養通所介護の論点

<論点>

- 医療と介護の両方のニーズをもつ要介護者の生活を支える通所サービスを、継続して安定的に提供するために、どのような方策が考えられるか。